

浦添市公告第 5/ 号

島桑による観光・産業振興事業について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、浦添市契約規則第32条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年 3月22日

浦 添 市 長 松 本 哲 治



随 意 契 約 の 事 前 公 表

| | |
|---------------|--|
| 1 契 約 件 名 | 島桑による観光・産業振興事業委託 |
| 2 契 約 内 容 | <p>(1) 事業に要する桑園の造成・管理・収穫 事業に要する農地を確保し、育苗・桑木を植えつけ、栽培管理・収穫を行う。</p> <p>(2) 桑を用いた商品の開発及び製造 桑関連商品の開発、製造、改良、それに係る研究等、桑の品種改良等を行う。</p> <p>(3) 開発商品の販売促進、プロモーション 販売促進、PR活動、事業商品の営業、分析、改善を行う。</p> <p>(4) 定例報告 毎月第3週目までに、甲及び乙の定例報告会を開催する。</p> |
| 3 契約の相手方の決定方法 | 選定基準をすべて満たした団体と契約を締結する。 <u>ただし、平成31年度予算の成立が条件である。</u> |
| 4 選 定 基 準 | <p>1 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。</p> <p>2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。</p> <p>3 本市と契約実績があり、当該履行状況が良好であること。</p> <p>4 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。</p> |
| 5 申 請 方 法 | 見積書提出による。 |
| 6 契 約 担 当 課 | 産業振興課 電話番号 (098) 876-1234 (内線3164) |